

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料	
第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表 平均給与月額	3
第4表 扶養親族数別人員	6
第5表 単身赴任手当の支給状況	6
第6表 管理職手当の支給状況	7
第7表 地域手当の支給状況	7
第8表 住居手当の支給状況	8
第9表 通勤手当の支給状況	8
第10表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表 再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布	30
2 民間給与関係資料	
第14表 産業別、規模別調査事業所数	39
第15表 職種別給与額等	40
第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表 職員給与と民間給与の較差	47
第18表 給与改定の状況	48
第19表 定期昇給の実施状況	48
第20表 昇給制度の状況	48
第21表 学歴別初任給	49
第22表 初任給の改定状況	49
第23表 特別給の支給状況	50
第24表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第25表 家族手当の支給状況	50
第26表 住宅手当の支給状況	51
3 労働経済関係資料	
第27表 労働経済指標	52
4 生計費関係資料	
第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）	54
5 人事管理に関する報告関係資料	
第29表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数	55
第30表 年360時間を超える時間外の勤務を行った職員数・割合（平成29年度）	55
第31表 育児休業の新規取得状況	56
第32表 男性の育児休業取得率	56
第33表 子の看護休暇の取得状況	56
第34表 時間外の勤務が1か月に100時間を超えた職員の状況	57
第35表 在職死亡者及び長期療養者の状況	57
第36表 健康相談件数の状況	57
6 人事院勧告・報告関係資料	
給与勧告の骨子	58
公務員人事管理に関する報告の骨子	60
定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子	61

1 職員給与関係資料

平成30年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,961	43.5	21.3
行政職給料表	3,147	43.4	21.4
公安職給料表	1,232	37.0	16.1
教育職給料表(1)	1,664	46.6	23.9
教育職給料表(2)	3,548	44.8	22.0
研究職給料表	157	41.5	18.0
医療職給料表(1)	33	37.1	13.2
医療職給料表(2)	93	43.1	20.1
医療職給料表(3)	49	42.5	18.4
海事職給料表	38	42.1	21.1

(注) 1 企業局に勤務する職員(40人)、病院局に勤務する職員(1,191人)及び現業職給料表の適用を受ける職員(142人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(111名：うちフルタイム勤務職員78名、短時間勤務職員33名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.8	3.7	12.5	0.0	61.0	39.0
行政職給料表	100.0	73.3	5.5	21.1	0.0	65.5	34.5
公安職給料表	100.0	53.7	3.4	42.9	0.0	90.6	9.4
教育職給料表(1)	100.0	95.2	2.3	2.5	—	56.0	44.0
教育職給料表(2)	100.0	99.3	0.7	0.0	—	48.9	51.1
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	78.3	21.7
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	72.7	27.3
医療職給料表(2)	100.0	72.0	28.0	0.0	—	46.2	53.8
医療職給料表(3)	100.0	8.2	91.8	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	26.3	44.7	26.3	2.6	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	351,440 円
扶養手当	9,750
管理職手当	6,155
地域手当	521
その他の手当	9,500
合計	377,366

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	319,791 円	315,474 円
扶養手当	9,353	11,653
管理職手当	8,681	4,958
地域手当	852	114
その他の手当	6,411	8,760
合計	345,088	340,959

区分 給与種目	教育職給料表（1）適用職員	教育職給料表（2）適用職員
給 料	394,896 円	374,342 円
扶 養 手 当	11,668	8,498
管 理 職 手 当	3,991	5,387
地 域 手 当	0	23
そ の 他 の 手 当	10,394	9,661
合 計	420,949	397,911

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（1）適用職員
給 料	317,799 円	404,055 円
扶 養 手 当	11,986	6,076
管 理 職 手 当	4,871	22,673
地 域 手 当	0	69,248
そ の 他 の 手 当	9,682	274,485
合 計	344,338	776,537

区分 給与種目	医療職給料表（２）適用職員	医療職給料表（３）適用職員
給料	315,455 円	307,165 円
扶養手当	8,248	6,847
管理職手当	4,381	2,851
地域手当	0	0
その他の手当	7,572	7,912
合計	335,656	324,775

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給料	335,776 円
扶養手当	15,347
管理職手当	1,708
地域手当	0
その他の手当	10,974
合計	363,805

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数	うち扶養親族である	うち扶養親族である	うち配偶者・子以外の
		配偶者を有する者	子を有する者	扶養親族を有する者
1 人	1,477 人	476 人	846 人	155 人
2 人	1,657 人	529 人	1,599 人	103 人
3 人	1,103 人	622 人	1,097 人	64 人
4 人	375 人	282 人	375 人	58 人
5 人	50 人	43 人	50 人	12 人
6人以上	5 人	4 人	5 人	4 人
計	4,667 人	1,956 人	3,972 人	396 人

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,811円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未 満	100km以上 300km未 満	300km以上 500km未 満	500km以上 700km未 満	700km以上 900km未 満	900km以上 1,100km未 満	1,100km以上 1,300km未 満	1,300km以上 1,500km未 満	1,500km以上 2,000km未 満	2,000km以上 2,500km未 満	2,500km以上
受給者	94 人	47 人	3 人	0 人	8 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額										
	154 人	34,974 円									

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 13	人 49	人 168	人 177	人 19	人 205	人 3	人 3	人 124	人 28
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総 合 事 務 所 課 長	総 合 事 務 所 室 長	検 査 専 門 員					
受給者	人 5	人 35	人 134	人 48	人 14	人 1,025	円 59,811			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
	人 87 (100.0%)	人 26 (29.9%)	人 16 (18.4%)	人 2 (2.3%)	人 2 (2.3%)	人 2 (2.3%)	人 2 (2.3%)	人 4 (4.6%)	人 33 (37.9%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 59,631	円 64,691	円 55,363	円 67,793	円 36,588	円 28,415	円 18,651	円 8,000	円 69,248

(注) 1. 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2. 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,033 人
手当月額11,000円未満の受給者	4
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	982
手当月額27,000円の受給者	1,047
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,910 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者 16 人	手当支給者1人当たり平均手当月額 12,988 円
-------------------	---------------	------------------------------

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	8,014 人
交通機関等のみを利用する者	316
交通用具のみを使用する者	7,594
交通機関等と交通用具を併用する者	104
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	19,232 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額	6,833 円

第10表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	16		13	2				1		
公安職給料表	7				6			1		
教育職給料表(1)	25	4	21							
教育職給料表(2)	30		29		1					
給料表計	78									
60歳	42									
61歳	24									
62歳	6									
63歳	5									
64歳	1									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	2		2							
公安職給料表	5				5					
教育職給料表(1)	22	2	20							
教育職給料表(2)	4		4							
給料表計	33									
60歳	8									
61歳	7									
62歳	7									
63歳	10									
64歳	1									

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6		1							
7									
8									2
9	3								1
10	1								
11									
12	1								
13						1			1
14	10		1						3
15									
16	1								2
17	2	1							2
18		5						1	2
19	7	6						1	1
20	1	3							
21	1	12						3	
22	1	31	1					1	
23		7						2	
24	5	2						8	
25	2	8	1						1
26		1	2					3	
27	2	39						3	
28		4	1	1		1		2	
29	32	7	7						
30	3	7						3	
31	3	43					2	1	
32	2	7	4				1		1
33	2	12	6				2	1	1
34	60	10	3				8	1	
35	4	26	2				2	1	
36	3	9	2			1	8	3	
37	3	14	12				3	1	
38	3	7	1				3	1	
39	49	33	8				2	1	
40	3	7	4		1		1	2	
41	8	11	12	2			1	4	
42	3	4	2			1			
43	8	34	3		1	1			
44	33	5	12	1	1				
45	4	10	18	3		1	1		
46	8	10	7	2					
47	7	34	7	5			1		
48	6	9	17	1		3			
49	31	15	23	4		1			
50		4	12	4	1	4	2		
51	2	19	9	6		3			
52	2	4	19	10	3	7	1		
53	3	5	30	11	7	17	4		
54		7	17	13	11	27			
55		19	20	19	7	12			
56		8	33	14	11	14			
57	2	5	32	9	8	23			
58		6	13	22	8	20			
59		14	28	20	20	7			
60	1	6	26	21	30	11			
61	2	8	27	16	16	13			
62	2	4	31	20	24	12			
63	2	16	25	10	15	8			
64		7	32	3	18	10			
65	2	8	20	7	16	8			
66	3	6	19	6	27	8			
67	1	18	24	8	20	5			
68		1	18	2	23	6			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		6	23	1	32	5			
70		4	10	1	16	6			
71	1	8	24		14	12			
72		3	23		11	10			
73		3	21		12	7			
74		6	10		10	5			
75		8	17		4	10			
76	3	3	19		8	3			
77	1	2	17		3	5			
78		3	10		2	9			
79		3	9		7	4			
80		5	12		5	5			
81			10		15	10			
82		1	4		10				
83	1	4	9		14				
84			11		7				
85		3	3		8				
86		2	8		3				
87		3	4		3				
88		1	3						
89			4						
90			3						
91		3	3		1				
92	1	4	2						
93	1	4	1						
94		2	2						
95		9	5						
96		3	4						
97		3	3						
98		6	1						
99		1	4						
100		6	3						
101		1	6						
102		4	7						
103		7	9						
104		6	4						
105		4	7						
106		3	4						
107		1	9						
108		4	3						
109		1	4						
110		1	2						
111		5	1						
112									
113		5							
114		1	2						
115		1	1						
116									
117			3						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		7							
計	342	759	935	242	453	316	42	43	15

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,147人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	25								
8	5								
9									
10	2								
11	21								
12	4								
13									
14									
15	1								
16	5								
17	14		2						
18	2								
19		14							
20									
21	2		1						
22	19								
23	2	7	2						
24		1							
25		1	4						
26									
27	15	8	2	1	1				
28	2	1	1						
29	2	15	5	1	1				
30		3	1						
31	14	15	3	1	1				
32	1				2				1
33	3	4	4	1					5
34	1	20		4					
35	1	11	2	5					3
36	1	3			2				1
37	1	5	8	4	2				
38			1	3	1				
39	4	10	10	4	1				
40		3	3		1				
41		10	8	2	1				
42		5	1		1				
43	1	17	9	1	1				
44		5	3	2	1				
45		3	14	5	2				
46		2	4	3					
47		10	7	3	1			2	
48		1	1	1	1			2	
49		3	16	8			1	1	
50		3	10	3	2			4	
51		8	9	8	1			1	
52		2	4	8	2				
53		3	12	7	1			1	
54	1	1	5	6	1	2	1	1	
55		7	12	3	1		3		
56		5	6	5	2		4	1	
57		3	15	7	2		1	1	
58		3	2	9		4	4		
59		3	9	16	3	3	2		
60		1	6	5	1	1	2		
61		1	9	7	1		5		
62		2	4	10	2	1	2		
63			9	12		1			
64			4	8	2	1	4		
65			8	8		2	3		
66			5	4		2	4		
67			3	4	1	3	4		
68			4	4		1	1		
69			4	9		1	3		
70			6	3					
71			3	7	1	3	3		
72			2	5		3	1		
73			4	3	1	4	1		
74				4	1	4	2		
75				3		2	4		
76				4	1	6	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77				2		1	2		
78				3		2			
79			1	4		1	2		
80			1	3	2		1		
81				6		1	5		
82				3		1			
83				1		1			
84				3					
85			1	1					
86				1					
87				1		1			
88									
89				1		1			
90				3					
91				6					
92				1					
93			1	6					
94				4					
95			1	1					
96				3					
97									
98				2					
99				5					
100				3					
101				6					
102				5					
103				3					
104				6					
105				5					
106				5					
107				5					
108				7					
109				11					
110			1	4					
111			1	6					
112				5					
113				6					
114				2					
115				4					
116				6					
117				3					
118				2					
119				1					
120			1	3					
121			1	1					
122				4					
123			2	3					
124									
125			1	6					
126									
127									
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	148	219	281	393	48	53	66	14	10

適用職員数	1,232人
-------	--------

教育職給料表 (1)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7		1			
8					
9					
10		2			
11					
12		1			
13		1			
14					
15		10			
16					
17		1			
18					
19					
20		8			
21					
22		2			
23					
24					
25		9			
26					2
27		5			3
28					3
29		4			3
30		1			3
31		2			1
32		4			2
33		7			4
34					1
35		2			1
36		1			1
37		12			2
38		2			
39		8			
40	1	2			3
41		6			1
42					
43		5			
44		1			1
45		7			1
46					
47		6			
48					
49	1	7			
50		1			
51		7			
52		1			
53		11			
54		2			
55		4			
56		3		2	
57		17		2	
58		1		1	
59		8		7	
60		6		5	
61		10		8	
62	1	5		9	
63		5		4	
64		4		4	

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65		13		2	
66		8		3	
67		13		6	
68		8		2	
69		28		2	
70		5	1	2	
71		7	1	2	
72		14	1	2	
73	1	35		2	
74	1	5	1	1	
75		12	1	1	
76		2		1	
77	2	20	2	1	
78		8	2		
79	1	12	2	1	
80		6	6		
81	2	32	5	1	
82		5	5		
83		15	4		
84		7	3		
85	1	33	2		
86	1	6			
87	2	19			
88	2	16			
89	3	27			
90		9	1		
91	1	23			
92		12			
93	2	30			
94	1	13			
95	1	22			
96		17			
97	2	27			
98	1	10			
99	1	29			
100	2	7			
101	1	39			
102		9			
103		24			
104		14			
105	2	30			
106		9			
107	2	18			
108	2	20			
109	1	24			
110	2	22			
111	1	30			
112	1	24			
113	2	38			
114	2	23			
115	4	30			
116		31			
117	3	54			
118		32			
119		33			
120		28			
121		34			
122	2	36			
123	1	29			
124		25			
125	1	22			
126		10			
127		10			
128		5			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		3			
130		1			
131		2			
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	57	1,467	37	71	32

適用職員数	1,664人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		18			2
18					3
19		9			1
20		1			4
21					3
22		33			23
23					28
24		11			25
25		2			13
26		1			14
27		47			11
28					6
29		16			3
30		1			9
31		2			3
32		35			3
33					5
34		18			3
35		4			7
36		1			3
37		53			2
38		2			2
39		20			
40		5			
41		49			2
42		4			
43		12			1
44		4			
45		47			
46		4			1
47		12			
48		8			
49		54			
50		2			
51		11			
52		6			
53		53			
54		4		1	
55		20			
56		8			
57		37			
58		5			
59		24			
60		5		2	
61		38			
62		5			
63		16			
64		11	1		

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65		39			
66		5			
67		17		1	
68		9			
69		37		2	
70		8	1	1	
71		17		3	
72		14	2	12	
73		37	1	9	
74		6		24	
75		11		29	
76		9	2	22	
77		26		20	
78		4	2	19	
79		18	3	13	
80		8	1	11	
81		38		7	
82		9	3	2	
83		18		3	
84		11		3	
85		48		2	
86		9		2	
87		19		1	
88		16			
89		41			
90		12		1	
91		13			
92		9			
93		36			
94		16			
95		24			
96		18			
97		46			
98		18			
99		26			
100		33			
101		41			
102		16			
103		21			
104		39			
105		52			
106		34			
107		30			
108		21			
109		47			
110		23			
111		35			
112		23			
113		45			
114		21			
115		35			
116		34			
117		53			
118		20			
119		40			
120		36			
121		59			
122		53			
123		67			
124		96			
125		108			
126		97			
127		80			
128		96			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		120			
130		92			
131		39			
132		36			
133		36			
134		29			
135		15			
136		13			
137		13			
138		3			
139		3			
140					
141					
142		1			
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
計	0	3,165	16	190	177

適用職員数	3,548人
-------	--------

研究職給料表

号 給	職務の級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28				1		
29		2				
30		1				
31						
32						
33						
34		2				
35						
36						
37						
38						
39		2				
40						
41		2				
42						
43						
44		2		1		1
45						
46		1		2		
47		1				
48				2		
49		1			1	
50				3	1	
51		3		1	2	
52		2				
53				1	1	
54						
55					1	
56		2	1			
57			1		1	
58		1	1	4	1	
59		2		1		
60				1		
61		2	1			
62		1	1	2		
63		3	1	1		
64		1	1	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65	1	1			
66	1	1			
67		4	1	1	
68	1	1	2		
69	2	2	2		
70	2	1			
71	3	2			
72	1				
73			1		
74		2			
75	2				
76					
77		3	1	1	
78					
79	2		1		
80	1			1	
81	1	1			
82	1				
83	2	2	1		
84	1	1			
85		2	1		
86	1	2	1		
87	3				
88					
89	2				
90					
91	1				
92	1	1	1		
93			1		
94			1		
95	1	1			
96					
97					
98	1	1			
99					
100					
101		1			
102					
103	1				
104		2			
105		1			
106					
107					
108		1			
109		1			
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116	1				
117					
118					
119	1				
120					
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127	1				
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136	1				
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139	人	人	人	人	人
140					
141					
142					
143					
144					
145	1				
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
計	68	42	35	11	1

適用職員数	157人
-------	------

医療職給料表(1)

職位の級 号	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	4			
18				
19				
20				
21	7			
22				
23				
24				
25	4			
26				
27				
28				
29	1			
30			1	
31				
32				
33	3		1	
34			1	
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41	1			
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				1
49			1	
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			7	
82				
83				
84				
85				
計	20	0	11	2

適用職員数	33人
-------	-----

医療職給料表 (2)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		1					
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					
25							
26							
27							
28							
29							
30		1					
31		1					
32							
33							
34							
35		1					
36							
37							
38							
39		1					
40							
41		1					
42						1	
43							
44							
45							
46							
47		1			1	1	
48							
49				2		1	
50					1		
51		2		1	2	1	
52				1		1	
53			1	4			
54							
55		4		1	1	1	
56		1		1	3	1	
57		2		3			
58		3			1		
59		2		1			
60					3		
61		2	1	2			
62		2					
63				2	1		
64		1					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65				1	1		
66							
67			1				
68			1				
69			1	2			
70		1					
71				2			
72			1	2			
73							
74				1			
75		1			1		
76		1					
77							
78				1			
79		1		1	1		
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91		1					
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		2					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	0	36	6	28	16	7	0

適用職員数	93人
-------	-----

医療職給料表 (3)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29		1					
30							
31							
32		1					
33							
34							
35		1					
36							
37							
38		1					
39							
40							
41							
42		1					
43							
44		1					
45							
46		1					
47							
48							
49							
50		1					
51							
52							
53		2	1				
54		1					
55							
56							
57		1				1	
58							
59							
60			1				
61			1				
62		1	1				
63							
64		1					
65			1				
66		1					
67							
68			1				
69							
70		1					
71				1			
72							
73				1			
74							
75							
76		1					
77		1			1		
78		3					
79					1		
80							

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81				1			
82							
83							
84		2					
85							
86		1	1				
87							
88		1		1			
89							
90			1				
91							
92							
93							
94				1			
95							
96							
97							
98							
99		1					
100		1					
101		1					
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109		1					
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118		1					
119							
120							
121		1					
122							
123							
124							
125		1					
126							
127		1					
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	33	8	5	2	1	0

適用職員数	49人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28					
29					
30					
31		1			
32		1			
33					
34					
35					
36					1
37					
38					
39		1			
40					
41				1	
42					
43		2			
44		1			
45		1			
46					
47					
48				1	
49			1		
50					
51					
52		1		1	
53		1		2	
54	1	1			
55					
56					
57		1			
58					
59					
60				1	
61	1				
62		1			
63					
64			2		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
65		1	1	1	
66					
67					
68			1		
69					
70					
71					
72					
73		1			
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81		1			
82			1		
83					
84				1	
85		1			
86					
87					
88					
89	1				
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110		1			
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119	1				
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	4	19	6	8	1

適用職員数	38人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

年齢	職務の級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	3									3
19歳	11									11
20歳	8									8
21歳	6									6
22歳	31									31
23歳	61	1								62
24歳	53									53
25歳	57									57
26歳	47	1								48
27歳	26	37								63
28歳	10	51								61
29歳	5	50								55
30歳	3	45				1				49
31歳	3	39								42
32歳	1	57								58
33歳	4	52	10	1						67
34歳	2	48	17							67
35歳		47	16							63
36歳	1	42	27							70
37歳		41	39							80
38歳	1	37	48							86
39歳		25	52							77
40歳	1	17	67			1				86
41歳		16	63	11						90
42歳	1	18	56	9					1	85
43歳	2	9	66	9	3					89
44歳		12	88	18	1					119
45歳		8	69	23	12					112
46歳		16	64	36	17	2				135
47歳	3	15	45	20	18	3				104
48歳		10	41	20	28	5				104
49歳		7	34	25	32	10				108
50歳		13	20	12	43	9	1			98
51歳		11	19	12	36	17	1	1		97
52歳		7	17	9	47	22	1	3		106
53歳		6	13	16	43	28	4	1		111
54歳		11	15	5	30	33	3	7		104
55歳		3	12	5	38	43	6	5	1	113
56歳	2	4	18	6	38	32	6	7		113
57歳		2	8	3	24	44	8	11	1	101
58歳		1	9	2	26	48	9	3	4	102
59歳			2		17	18	3	5	8	53
60歳以上										
計	342	759	935	242	453	316	42	43	15	3,147

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	25									25
19歳	31									31
20歳	18									18
21歳	22									22
22歳	17	14								31
23歳	17	8								25
24歳	9	21	3							33
25歳	5	37	2							44
26歳	1	28	7							36
27歳	2	27	9							38
28歳	1	15	19							35
29歳		24	14	1						39
30歳		11	23	2						36
31歳		12	25	6						43
32歳		11	27	13						51
33歳		3	33	6						42
34歳		5	24	12						41
35歳			20	21	1					42
36歳		2	18	19	3					42
37歳		1	13	17	6					37
38歳			18	22	3					43
39歳			7	27	4					38
40歳			5	30	2					37
41歳				27	3					30
42歳			2	12	8	3				25
43歳			2	18	9	4	1			34
44歳			2	8	1	3				14
45歳				10		5	3			18
46歳				16	2	1	2			21
47歳			1	13	2	1	2			19
48歳				11		2	8			21
49歳			1	6	1	3	3			14
50歳				2		1	7			10
51歳				4		1	4			9
52歳				12		6	2			20
53歳				18	1	5	6	4		34
54歳			2	6		2	5	4	2	21
55歳			1	9		4	4	1		19
56歳			1	12		5	7	2		27
57歳			2	13		4	4	1	4	28
58歳				8	1	3	4		2	18
59歳				12	1		3	2	2	20
60歳以上							1			1
計	148	219	281	393	48	53	66	14	10	1,232

教育職給料表(1)

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		1				1
23歳		3				3
24歳		10				10
25歳	1	11				12
26歳		10				10
27歳	1	10				11
28歳		11				11
29歳		18				18
30歳		16				16
31歳		12				12
32歳		9				9
33歳	2	23				25
34歳	2	20				22
35歳	2	27				29
36歳	2	27				29
37歳	2	41				43
38歳	1	56				57
39歳	5	42				47
40歳	3	57				60
41歳	3	40				43
42歳	2	57				59
43歳	4	62				66
44歳	3	56				59
45歳	8	75				83
46歳	6	68	2			76
47歳	4	68		2		74
48歳	4	62	4			70
49歳		47	3	1		51
50歳		72	7			79
51歳		50	4	5		59
52歳		54	5	11		70
53歳		61	4	9		74
54歳	1	53	1	10	1	66
55歳	1	62		10	2	75
56歳		57	5	5	5	72
57歳		52		9	10	71
58歳		36	1	3	7	47
59歳		31	1	6	7	45
60歳以上						
計	57	1,467	37	71	32	1,664

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						18
22歳		18				43
23歳		43				61
24歳		61				55
25歳		55				78
26歳		78				62
27歳		62				68
28歳		68				81
29歳		81				76
30歳		76				56
31歳		56				67
32歳		67				71
33歳		71				63
34歳		63				79
35歳		79				47
36歳		47				70
37歳		70				76
38歳		76				85
39歳		85				68
40歳		68				95
41歳		95				103
42歳		103				116
43歳		116				84
44歳		84				80
45歳		80				101
46歳		101				115
47歳		112	1	2		103
48歳		99	4			99
49歳		93	3	3		133
50歳		120	5	7	1	117
51歳		103	1	12	1	143
52歳		115	2	22	4	154
53歳		122		29	3	157
54歳		119		31	7	141
55歳		98		29	14	164
56歳		113		20	31	155
57歳		108		9	38	142
58歳		85		12	45	121
59歳		74		14	33	1
60歳以上		1				
計	0	3,165	16	190	177	3,548

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	2					2
23歳	2					2
24歳	4					4
25歳	3					3
26歳	4					4
27歳	2					2
28歳	5					5
29歳	7					7
30歳	4					4
31歳	3					3
32歳	4					4
33歳	4					4
34歳	3					3
35歳	7	1				8
36歳	3					3
37歳	2	1				3
38歳	1	1				2
39歳	1	2				3
40歳	1					1
41歳		2				2
42歳	2	7				9
43歳		5				5
44歳		2				2
45歳		4	3			7
46歳	2	4	4			10
47歳		3	5			8
48歳	1	1	2			4
49歳		3	4	1		8
50歳		2	4	1		7
51歳			4	1		5
52歳		2	3	1		6
53歳		1		1		2
54歳			1			1
55歳	1		2	1		4
56歳		1		2		3
57歳			2			2
58歳			1	3	1	5
59歳						
60歳以上						
計	68	42	35	11	1	157

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳	1				1
25歳	2				2
26歳	4				4
27歳	7				7
28歳	2				2
29歳					
30歳	3				3
31歳	1				1
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳			1		1
38歳			1		1
39歳					
40歳					
41歳			1		1
42歳					
43歳			1		1
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳			1		1
49歳					
50歳					
51歳					
52歳					
53歳			1		1
54歳			1		1
55歳			1		1
56歳					
57歳			1		1
58歳				1	1
59歳			1		1
60歳以上			1	1	2
計	20	0	11	2	33

医療職給料表(2)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳								
24歳		2						2
25歳								
26歳		1						1
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳		1						1
30歳								
31歳		2						2
32歳								
33歳		1						1
34歳		5						5
35歳		5						5
36歳		5						5
37歳		4						4
38歳		1		1				2
39歳		2	1	3				6
40歳		1	1	2				4
41歳				4				4
42歳		1	1	4				6
43歳					1			1
44歳			1	2				3
45歳				2	1			3
46歳				2	1			3
47歳				1	2			3
48歳					1			1
49歳				1	2	1		4
50歳				1	1	1		3
51歳					1			1
52歳		1		2		2		5
53歳					2			2
54歳					1			1
55歳		1	1	1		1		4
56歳					2	1		3
57歳			1			1		2
58歳				2	1			3
59歳								
60歳以上								
計	0	36	6	28	16	7	0	93

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳		1						1
26歳								
27歳								
28歳		1						1
29歳		1						1
30歳		1						1
31歳		1						1
32歳								
33歳		4						4
34歳		2						2
35歳		2						2
36歳		1						1
37歳		1						1
38歳		1	1					2
39歳		1	1					2
40歳		3	1					4
41歳			1					1
42歳								
43歳		1	1					2
44歳		2						2
45歳			2	2				4
46歳				1				1
47歳		1						1
48歳		2						2
49歳								
50歳		2	1	1	1			5
51歳		2						2
52歳					1			1
53歳		1						1
54歳		1		1				2
55歳		1				1		2
56歳								
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	33	8	5	2	1	0	49

海事職給料表

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳						
24歳						
25歳	1					1
26歳						
27歳	1	1				2
28歳						
29歳		1				1
30歳		1				1
31歳		1				1
32歳		3				3
33歳		2				2
34歳		3				3
35歳		1				1
36歳						
37歳		1				1
38歳						
39歳		1				1
40歳			1			1
41歳						
42歳						
43歳						
44歳		1				1
45歳			2			2
46歳			1		1	2
47歳	1			2		3
48歳	1					1
49歳		2		1		3
50歳			1			1
51歳						
52歳						
53歳				2		2
54歳				2		2
55歳		1				1
56歳						
57歳						
58歳			1			1
59歳				1		1
60歳以上						
計	4	19	6	8	1	38

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の結果

平成30年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された237事業所の中から無作為に抽出した142事業所（うち12事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人 ～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	0	—	—	—	—	—
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	6	3	—	—	3	—
製 造 業	59	4	4	6	30	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	24	6	1	3	8	6
卸 売 ・ 小 売 業	8	1	—	—	6	1
金融・保険業、不動産業	4	—	1	1	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	28	5	2	4	10	7
合 計	130	19	8	14	60	29

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A-B)	
事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	* 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	14	52.5	740,681	66	740,615	
	9	50.9	825,459	0	825,459	
	1	*	*	*	*	
	3	51.7	529,106	140	528,966	
	1	*	*	*	*	
	4	55.0	886,077	242	885,835	* 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	3	57.0	851,047	330	850,717	
	-	-	-	-	-	
	1	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
	83	52.8	541,689	591	541,098	* 構成員20人又は2課以上の部の長 * 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	61	52.5	545,151	654	544,497	
	6	50.2	521,048	1,528	519,520	
	16	54.5	536,621	0	536,621	
	-	-	-	-	-	
52	54.3	629,358	1,634	627,724	* 前記の部長に事故等のあるときの職務 * 代行者 * 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 * 中間職(部長一課長間)	
32	54.5	632,483	0	632,483		
8	53.4	678,120	9,557	668,563		
12	54.3	589,088	1,031	588,057		
-	-	-	-	-		
66	52.1	489,135	2,717	486,418	* 前記の部長に事故等のあるときの職務 * 代行者 * 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 * 中間職(部長一課長間)	
50	51.6	504,713	3,587	501,126		
2	*	*	*	*		
14	53.5	434,242	0	434,242		
-	-	-	-	-		
10	53.2	486,290	17,348	468,942	* 前記の部長に事故等のあるときの職務 * 代行者 * 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 * 中間職(部長一課長間)	
4	52.3	501,145	33,842	467,303		
2	*	*	*	*		
4	54.6	458,584	9,902	448,682		
-	-	-	-	-		
181	49.1	480,473	8,041	472,432	* 構成員10人又は2係以上の課の長 * 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
97	48.1	474,132	5,318	468,814		
17	48.2	429,618	4,209	425,409		
66	50.8	504,125	12,890	491,235		
1	*	*	*	*		
146	49.2	560,729	28,564	532,165	* 構成員10人又は2係以上の課の長 * 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
79	48.8	545,522	13,467	532,055		
14	49.5	594,345	34,605	559,740		
53	49.7	574,076	49,125	524,951		
-	-	-	-	-		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A-B)			
							円	円
事務 技術 関係 職種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	
	大学卒	82	46.0	402,003	28,620	373,383		
	短大卒	47	43.8	377,656	30,912	346,744		
	高校卒	7	47.1	451,086	37,874	413,212		
	中学卒	28	49.7	433,109	22,145	410,964		
	技術課長代理	28	47.8	453,803	49,808	403,995		
	大学卒	15	45.5	437,939	40,026	397,913		
	短大卒	2	*	*	*	*		
	高校卒	11	50.7	463,450	68,397	395,053		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	276	45.1	365,034	43,826	321,208		係の長又は係長級専門職
	大学卒	109	42.5	357,660	41,235	316,425		
	短大卒	47	44.7	346,606	42,265	304,341		
	高校卒	120	47.7	378,866	46,762	332,104		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	209	44.4	436,539	76,612	359,927			
大学卒	88	42.5	403,017	60,159	342,858			
短大卒	22	45.2	391,264	66,227	325,037			
高校卒	98	46.1	477,762	94,116	383,646			
中学卒	1	*	*	*	*			
事務主任	256	43.3	325,931	30,424	295,507	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)		
大学卒	95	39.2	324,893	32,550	292,343			
短大卒	39	44.1	309,653	32,858	276,795			
高校卒	121	46.3	332,258	27,544	304,714			
中学卒	1	*	*	*	*			
技術主任	254	43.1	385,578	58,440	327,138			
大学卒	129	41.5	367,186	52,707	314,479			
短大卒	32	43.2	397,059	70,481	326,578			
高校卒	93	45.3	408,851	62,869	345,982			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	1,194	37.6	263,128	27,657	235,471			
大学卒	503	34.7	277,355	33,513	243,842			
短大卒	216	38.6	254,112	23,532	230,580			
高校卒	472	40.0	253,059	23,653	229,406			
中学卒	3	49.0	211,108	13,409	197,699			
技術係員	872	36.4	321,496	51,783	269,713			
大学卒	376	36.4	342,769	55,314	287,455			
短大卒	123	32.2	291,723	50,542	241,181			
高校卒	369	37.5	308,790	48,740	260,050			
中学卒	4	39.5	254,219	20,596	233,623			

(注) 4 「中間職 (課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう (以下2から4において同じ)。

5 「中間職 (係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう (以下2から4において同じ)。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	13	52.7	748,202	72	748,130	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	4	55.0	886,077	242	885,835	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	31	53.5	624,783	175	624,608	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	31	53.9	718,446	2,374	716,072	
事 務 部 次 長	29	51.3	519,537	0	519,537	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長一課長間）
技 術 部 次 長	2	*	*	*	*	
事 務 課 長	118	49.0	503,826	8,776	495,050	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	112	49.7	602,651	34,101	568,550	
事 務 課 長 代 理	64	45.4	403,755	30,096	373,659	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係員間）
技 術 課 長 代 理	8	49.8	549,201	85,672	463,529	
事 務 係 長	133	45.9	407,494	54,807	352,687	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	138	45.0	470,817	88,646	382,171	
事 務 主 任	94	43.3	367,438	29,695	337,743	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
技 術 主 任	111	42.1	441,458	75,052	366,406	
事 務 係 員	454	38.8	281,596	30,264	251,332	
技 術 係 員	463	36.6	356,185	63,602	292,583	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	51	52.3	494,059	846	493,213	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	17	54.3	494,368	155	494,213	
事 務 部 次 長	37	52.8	464,895	4,884	460,011	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長一課長間）
技 術 部 次 長	6	54.3	465,626	20,663	444,963	
事 務 課 長	50	49.4	432,923	8,020	424,903	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	27	47.9	406,661	8,127	398,534	
事 務 課 長 代 理	14	47.3	393,253	17,859	375,394	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係員間）
技 術 課 長 代 理	10	46.3	381,895	16,688	365,207	
事 務 係 長	97	43.7	320,177	34,882	285,295	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	42	43.0	356,284	45,913	310,371	
事 務 主 任	106	44.4	302,184	31,450	270,734	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
技 術 主 任	88	43.8	337,891	36,497	301,394	
事 務 係 員	574	36.7	253,490	27,921	225,569	
技 術 係 員	241	37.5	265,618	27,646	237,972	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	1	*	*	*	*	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	4	57.3	530,766	2,375	528,391	
事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	2	*	*	*	*	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	13	49.0	411,417	328	411,089	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	7	46.2	460,165	15,618	444,547	
事 務 課 長 代 理	4	51.3	407,677	46,311	361,366	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	10	47.8	454,077	56,448	397,629	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	46	46.0	334,115	30,096	304,019	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	29	43.3	366,535	55,807	310,728	
事 務 主 任	56	41.4	299,156	29,728	269,428	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	55	43.5	367,230	69,216	298,014	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	166	36.8	230,622	17,003	213,619	
技 術 係 員	168	33.8	255,949	36,699	219,250	

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	1	*	*	*	* 見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	-	-	-	-	-
	守 衛	5	57.1	247,953	23,374	224,579
	用 務 員	1	*	*	*	*
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研究 員	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	*	*	*	* 部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	3	61.8	1,479,755	463,300	1,016,455 上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	7	49.1	1,665,514	620,252	1,045,262 部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	11	46.0	1,010,491	132,084	878,407
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	4	55.3	512,082	84,234	427,848 部下に薬剤師2人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 劑 師	21	38.8	362,094	40,601	321,493	
	診療放射線技師	25	43.6	380,792	46,601	334,191	
	臨床検査技師	32	42.7	331,016	32,706	298,310	
	栄 養 士	18	35.6	249,501	4,874	244,627	
	理学療法士	100	34.1	283,736	11,004	272,732	
	作業療法士	86	34.0	279,567	9,399	270,168	
	総看護師長	5	58.9	470,330	0	470,330	部下に看護師長5人以上
	看護師長	70	51.5	425,480	38,724	386,756	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護 師	157	40.2	333,864	47,182	286,682	
	准 看護 師	91	45.8	319,418	45,508	273,910	
教 育 関 係 職 種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	1	*	*	*	*	
	高等学校教諭	39	44.3	409,855	13,268	396,587	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	
7級			支店長、工場長 部長、部次長
6級	課長代理	課 長	
5級			課 長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
345,450 円	345,218 円	232 円 (0.07 %)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係員	係員	41.6	12.2	0.0	46.2
	課長級	36.6	10.3	0.0	53.1

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員	係員	87.2	87.2	36.3	3.4	47.5	0.0	12.8
	課長級	82.9	82.9	35.2	3.3	44.4	0.0	17.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり				昇給制度なし
			昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計		90.6	27.8	79.6	45.5	9.4
		500人以上	90.8	15.6	77.4	52.8	9.2
		100人以上500人未満	89.5	37.3	77.0	43.3	10.5
		100人未満	92.7	27.4	89.1	38.3	7.3
課長級	規模計		87.0	28.0	76.5	42.2	13.0
		500人以上	82.0	18.4	67.0	45.0	18.0
		100人以上500人未満	88.2	37.3	78.0	41.9	11.8
		100人未満	92.7	23.8	89.1	38.3	7.3

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第21表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	187,269
	短 大 卒	166,608
	高 校 卒	155,375

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第22表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
				増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計		22.0	(44.7)	(55.3)	(0.0)	78.0
	500人以上		13.4	(10.3)	(89.7)	(0.0)	86.6
	100人以上500人未満		28.8	(55.1)	(44.9)	(0.0)	71.2
	100人未満		21.8	(50.0)	(50.0)	(0.0)	78.2
高 校 卒	規 模 計		13.1	(41.3)	(53.4)	(5.3)	86.9
	500人以上		6.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	93.5
	100人以上500人未満		17.6	(40.0)	(51.2)	(8.8)	82.4
	100人未満		14.5	(75.0)	(25.0)	(0.0)	85.5

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.06	2.24	1.74	1.97
上半期	1.96	2.19	1.69	1.42
年間の計	4.01	4.43	3.44	3.38

(注) 1 下半期は平成29年8月から平成30年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第24表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	47.4	52.6	47.3	52.7	50.1	49.9
	500人以上	45.2	54.8	44.5	55.5	49.3	50.7
	100人以上500人未満	51.3	48.7	50.6	49.4	53.0	47.0
	100人未満	42.5	57.5	44.7	55.3	45.3	54.7

第25表 家族手当の支給状況

その1 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない (検討も行っていない)
6.4	7.9	85.7

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	その他
60.0	5.7	34.3

(注) 1 手当額の定め方は、平成27年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その3 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	8,901
配偶者と子1人	13,857
配偶者と子2人	18,501

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第26表 住宅手当の支給状況

(単位：円)

支給の有無	事業所割合
支給	57.8
非支給	42.2
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額の中位層	22,000円以上23,000円未満

3 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標

項目		年月	平成28年度	平成29年度	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・前年同月比(%)	0.9	1.6	1.6	1.8	1.5	1.7	1.4	1.7	1.8	1.8	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)	1.39	1.54	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	
	鳥取県	(倍)	1.42	1.63	1.57	1.57	1.58	1.64	1.64	1.66	1.66	1.68	
③ 完全失業率 (季節調整値)		(%)	3.0	2.7	2.8	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)	290.0	291.4	295.0	289.1	291.5	291.3	289.3	291.1	291.6	291.8	
		前年度比・前年同月比(%)	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	0.2	0.4	
	鳥取県	(千円)	257.9	257.5	264.8	258.4	262.5	259.8	257.6	258.4	260.2	261.4	
		前年度比・前年同月比(%)	2.8	△ 0.2	1.5	1.0	0.9	0.5	0.0	0.1	0.1	△ 0.3	
⑤ 所定内給与	調査産業計	全国	(千円)	265.0	266.5	268.9	264.8	267.3	267.1	265.3	267.1	266.6	266.0
			前年度比・前年同月比(%)	0.4	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.4	0.8	0.4	0.4
	鳥取県	(千円)	240.7	239.4	244.7	240.4	242.6	242.2	240.6	241.7	242.1	243.4	
		前年度比・前年同月比(%)	3.1	△ 0.6	1.0	0.9	0.1	0.4	0.4	0.5	0.3	0.6	
一般労働者	全国	前年度比・前年同月比(%)	0.2	0.5	0.3	0.4	0.4	0.5	0.2	0.5	0.4	0.3	
		鳥取県	(千円)	272.8	273.1	275.6	270.6	272.9	272.9	272.6	274.0	273.5	275.4
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全国	(千円)	25.0	24.8	26.1	24.2	24.2	24.2	24.1	24.0	25.0	25.8	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.3	0.2	△ 0.5	△ 1.5	0.6	
	鳥取県	(千円)	17.2	18.1	20.1	18.0	19.9	17.6	17.0	16.7	18.2	18.1	
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	148.3	147.9	153.1	144.7	154.2	150.5	144.5	148.4	149.7	150.9	
	鳥取県	(時間)	153.5	154.3	161.7	151.3	161.6	154.8	148.0	155.8	156.9	156.1	
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	12.7	12.6	13.2	12.3	12.3	12.4	12.0	12.5	12.8	13.1	
	鳥取県	(時間)	9.9	10.1	10.2	9.9	9.7	9.7	8.8	9.4	9.7	9.9	
⑨ 消費支出	全国	二人以上の世帯	(千円)	281.0	284.6	295.9	283.1	268.8	279.2	280.3	268.8	282.9	277.4
			前年度比・前年同月比(%)	△ 1.6	1.3	△ 0.9	0.4	2.8	0.4	1.4	0.6	0.3	2.4
	二人以上の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)	309.6	313.1	329.9	315.2	296.7	308.8	301.6	295.2	313.7	301.2	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 1.8	1.1	△ 2.4	2.8	7.2	2.1	0.0	△ 0.4	2.6	2.4	
鳥取市	二人以上の世帯	(千円)	276.1	249.5	223.9	242.4	240.6	283.1	254.7	221.7	271.6	236.0	
		二人以上の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)	293.7	268.0	234.4	256.1	278.0	266.6	286.9	245.1	291.3	243.6
⑩ 消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・前年同月比(%)	△ 0.1	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	0.7	0.2	0.6	
	鳥取市	前年度比・前年同月比(%)	0.2	0.8	0.4	0.6	0.6	0.6	0.7	1.0	0.1	0.5	
⑪ 国内企業物価指数		前年度比・前年同月比(%)	△ 2.4	2.7	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9	3.0	3.5	3.5	

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①、④、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

3 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は平成30年1月分調査時に調査事業所の入替えが行われ、約2分の1が入替えとなった。

12月	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所
1.5	1.4	1.6	1.5	1.2	1.3	1.3	1.0	厚生労働省(毎月勤労統計調査)
1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	厚生労働省
1.69	1.68	1.61	1.58	1.58	1.60	1.64	1.67	
2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.2	2.4	2.5	総務省(労働力調査)
291.9	290.0	290.0	293.8	296.6	292.7	295.1	294.7	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.4	0.7	0.2	0.8	0.6	1.2	1.3	1.2	
261.3	248.1	247.8	249.6	251.4	250.5	252.6	252.0	
△ 0.7	△ 4.5	△ 5.3	△ 3.6	△ 5.0	△ 3.0	△ 3.7	△ 3.1	
266.0	265.6	265.3	268.4	270.7	268.3	270.2	269.9	
0.5	0.8	0.4	0.9	0.7	1.3	1.1	1.1	
242.7	229.9	230.1	232.2	234.1	233.7	235.5	235.3	
0.2	△ 3.9	△ 4.7	△ 3.8	△ 4.4	△ 2.8	△ 3.0	△ 2.9	
0.3	0.7	0.5	1.0	0.7	1.1	0.9	0.8	
275.8	270.5	270.8	272.9	274.2	272.2	272.9	273.0	
25.9	24.3	24.7	25.4	25.9	24.4	24.9	24.8	
0.1	△ 1.4	△ 2.1	0.1	△ 0.8	0.6	2.9	2.5	
18.6	18.2	17.6	17.4	17.3	16.8	17.1	16.7	
148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	146.6	152.7	150.9	
156.3	144.4	151.2	153.2	158.1	152.8	161.3	157.8	
13.2	12.0	12.4	12.9	13.0	12.4	12.4	12.4	
10.3	11.0	11.4	11.3	11.8	11.9	12.0	12.1	
322.2	289.7	265.6	301.2	294.4	281.3	267.6	283.4	総務省(家計調査)
1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	
352.1	317.7	289.2	335.0	335.0	312.4	292.0	310.0	
0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5	△ 0.9	△ 1.6	0.4	
285.9	261.0	237.4	236.1	289.2	253.8	270.4	241.9	
308.6	283.6	262.3	259.7	358.2	291.6	250.7	249.4	総務省
1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7	0.7	0.9	
0.7	1.3	1.7	1.0	1.1	1.5	1.5	1.7	
3.0	2.7	2.6	2.1	2.1	2.7	2.8	3.0	日本銀行

4 生計費関係資料

第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,660	39,440	48,990	58,540	68,090
住居関係費	39,330	43,100	38,760	34,410	30,060
被服・履物費	2,070	7,220	8,300	9,370	10,440
雑費 I	19,420	17,550	32,540	47,540	62,540
雑費 II	8,050	18,410	22,810	27,200	31,590
計	93,530	125,720	151,400	177,060	202,720

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世界帯・平成30年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

5 人事管理に関する報告関係資料

第29表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

単位：時間

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知 事 部 局	160	148	151	180	160
うち本 庁	198	204	210	242	217
地方機関	115	110	103	130	120
教 育 委 員 会	136	130	134	132	139
うち事務局	180	167	167	161	175
高等学校	71	78	90	83	78
特別支援学校	87	80	72	66	61
警 察 本 部	498	430	379	259	242
うち本 庁	461	377	342	193	203
本庁以外	520	462	401	298	263

(注) 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。

第30表 年360時間を超える時間外の勤務を行った職員数・割合（平成29年度）

単位：人

区 分		年360時間 以下の職員数	年360時間を 超える職員数	うち年720時間を 超える職員数
知 事 部 局	本 庁	788 (79.3%)	206 (20.7%)	15 (1.5%)
	本 庁 以 外	1,319 (92.8%)	103 (7.2%)	4 (0.3%)
	全 体	2,107 (87.2%)	309 (12.8%)	19 (0.8%)
教 育 委 員 会	特 別 支 援 学 校	580 (88.2%)	78 (11.8%)	2 (0.3%)
	高 等 学 校	695 (59.0%)	483 (41.0%)	151 (12.8%)
	教 育 委 員 会 事 務 局	203 (89.0%)	25 (11.0%)	2 (0.9%)
	全 体	1,478 (71.6%)	586 (28.4%)	155 (7.5%)
警 察 本 部	本 庁	497 (84.4%)	92 (15.6%)	9 (1.5%)
	本 庁 以 外	580 (67.8%)	276 (32.2%)	57 (6.7%)
	全 体	1,077 (74.5%)	368 (25.5%)	66 (4.5%)

(注) 1 ()内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。

2 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務等に従事した教員の数を含む。

第31表 育児休業の新規取得状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知 事 部 局	50(5)	56(7)	66(19)	51(10)
教 育 委 員 会	33(5)	33(6)	37(2)	35(3)
警 察 本 部	14(0)	13(0)	15(1)	15(1)

(注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。

2 教育委員会は教員（県費負担教職員を除く。）を含む。

第32表 男性の育児休業取得率

単位：%

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知 事 部 局	4.9	6.8	15.9	14.5
教 育 委 員 会	20.8	11.1	4.1	7.1
警 察 本 部	0	0	1.1	1.1

(注) 1 育児休業を取得可能な職員の内、年度内に実際に育児休業を取得した職員の割合である。

2 教育委員会は教員（県費負担教職員を除く。）を含む。

第33表 子の看護休暇の取得状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知 事 部 局	422(318)	436(243)	476(277)	534(311)
教 育 委 員 会	329(168)	341(162)	382(180)	415(207)
警 察 本 部	73(48)	118(81)	117(86)	150(114)

(注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。

2 教育委員会は教員（県費負担教職員を除く。）を含む。

第34表 時間外の勤務が1か月に100時間を超えた職員の状態

単位：延べ人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知事部局	116(7)	71(4)	123(10)	80(8)
教育委員会	142(30)	227(41)	288(37)	276(71)
警察本部	747(83)	524(111)	64(42)	53(39)

- (注) 1 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 2 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務等に
 従事した時間数が100時間を超えた教員の数を含む。
 3 ()内は、うち産業医等の面接を受診した人数である。

第35表 在職死亡者及び長期療養者の状態

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知事部局	在職死亡者	4	2	3
	長期療養者	64(2.3%)	65(2.3%)	61(2.2%)
	うち精神疾患	39(1.4%)	38(1.4%)	42(1.5%)
教育委員会	在職死亡者	0	0	2
	長期療養者	38(1.7%)	26(1.2%)	19(0.9%)
	うち精神疾患	17(0.8%)	25(1.1%)	15(0.7%)
警察本部	在職死亡者	0	0	1
	長期療養者	29(2.0%)	27(1.8%)	27(1.9%)
	うち精神疾患	13(0.9%)	12(0.8%)	12(0.8%)

- (注) 1 長期療養者数は病気等による休業期間が通算30日以上ある者である。
 2 教育委員会は教員（県費負担教職員を除く。）を含む。
 3 ()内は毎年4月1日現在の職員数（総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、
 任命権者によっては調整を行っている場合がある。）に占める長期療養者数の割合である。

第36表 健康相談件数の状態

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知事部局	818	1,643	2,002	1,792
うちメンタルヘルス相談	278(34.0%)	1,280(77.9%)	1,689(84.4%)	1,458(81.4%)
教育委員会	482	451	460	469
うちメンタルヘルス相談	429(89.0%)	332(73.6%)	310(67.4%)	301(64.2%)
警察本部	599	806	780	737
うちメンタルヘルス相談	100(16.7%)	132(16.4%)	79(10.1%)	56(7.6%)

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、
 「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数
 である。
 2 ()内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。
 3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件とし
 て数えている。

6 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

。受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策的に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上の職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討